

令和2年11月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年11月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年11月5日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第29号 令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第30号 市川市立国府台小学校校舎の一部所管換について
議案第31号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第32号 市川市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について
議案第33号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第29号 令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第30号 市川市立国府台小学校校舎の一部所管換について
議案第31号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
議案第32号 市川市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について
議案第33号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 その他
 - (1) 「市川市学校環境基本計画」に対する答申について
 - (2) 令和2年度「新成人の集い」について
 - (3) 令和3年度に開設する特別支援学級等について
 - (4) 市川市立宮田小学校の通学区域について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子

委員	大高	究
委員	山元	幸恵

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
社会教育課長	荒井	義光
義務教育課長	新部	操
学校安全安心対策担当室長	河部	純
学校環境調整課長	石田	清彦
教育センター所長	小松崎	聡

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	三河	崇邦
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和2年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案5件、その他4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、早速「議案」に入らせていただきます。議案第29号「令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第29号「令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」、ご説明いたします。議案の1ページをご覧ください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和元年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

まず、これまでの経過をご報告いたします。お手元の「別冊1 点検・評価報告書案」の1ページをお願いいたします。4の経過をご覧ください。点検・評価報告書案につきましては、8月6日の定例教育委員会で市川市教育振興審議会への諮問についてご審議いただきました後、8月17日に市川市教育振興審議会に諮問をし、10月5日と19日の審議を経て、19日に同審議会より答申をいただきました。そして、答申を踏まえて一部修正し作成したものが、こちらの別冊1となります。なお、こちらの案を本日ご承認いただけましたら、最終行にその旨を記載させていただきたいと考えております。

次に、審議会の答申についてご説明いたします。94ページをお願いいたします。答申書の1ページとなります。審議会における調査審議の結果として、最終行のとおり、「教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。」とのことであります。95ページをお願いいたします。ここでは、令和2年8月17日の諮問から答申に至るまでの審議経過が記載されております。続きまして、96ページ、答申書の3ページをお願いいたします。審議会からは、評価に直接関わるご意見以外にも、貴重なご意見がありました。それが、2の提言でございますので、内容を読み上げさせていただきます。教育委員会の「点検・評価報告書」は、市民への説明責任を

果たし、本市教育の一層の推進を図ることを目的としている。そのため、教育の成果をよりわかりやすい表記で丁寧に記載することが重要であることから、点検・評価報告書の作成にあたり以下のとおり提言する。(1) 施策全体を通して。効果的かつ着実に施策の実現を図るためには、成果や課題を的確に捉えて検証し、改善していくことが必要である。このため、点検及び評価が、施策を支える取組の効果的な推進と展開につながるよう、以下の点について検討されたい。① 施策の評価について、市民への説明責任を十分に果たすため、施策に対する取組の具体と成果を結びつけた記述の仕方を工夫されたい。② 各施策の取組における調査対象の拡大、地域の活動状況の把握、施策の成果を捉えやすい具体的な指標など、成果指標の追加も含め検討されたい。③ 施策の評価の主たる判断基準である成果指標については、目標の達成状況や教育を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて目標値の見直しをされたい。(2) 評価対象年度の事象に関して。教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価については、「第3期市川市教育振興基本計画」が示す施策を対象としているが、評価対象年度に未曾有の事態が生じた場合には、それに対する教育委員会の対応やその結果などの記載について検討されたい。以上が、いただきました提言でございます。また、いただきました提言のうち、8月の定例教育委員会にて、お示ししました点検・評価報告書(案)に反映した内容は2箇所ございますので、ご説明させていただきます。修正1箇所目です。9ページをお願いいたします。「4 評価結果一覧」におきまして、10ページの下段に記載しておりました4段階の「施策の評価」欄は、冒頭にあった方がわかりやすいのではないかとのご意見がございましたので、位置を9ページの冒頭に移動いたしました。修正2箇所目です。35ページをお願いいたします。目標5の施策2「家庭・学校と連携・協働した地域の教育力の向上」における、「評価と今後の方向性」の部分です。コミュニティ・スクールの施策を取り上げた評価でもあるということを出してもよいのではないかとのご意見がございましたので、「コミュニティ・スクールとしての機能を活用し」の文言を追記いたしました。以上が、審議会の答申内容と、それを踏まえて報告書案の修正をした説明でございます。また、報告書案の97ページには、今回ご審議いただきました市川市教育振興審議会の会長以下委員の皆様の氏名を記載しております。

最後に、今後の予定につきましては、本日、本案のご承認をいただけましたら、点検・評価報告書を市議会へ報告するとともに、市公式ウェブサイトにて公開してまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第29号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号「市川市立国府台小学校校舎の一部所管換について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

教育施設課長です。議案の2ページをお願いいたします。議案第30号「市川市立国府台小学校校舎の一部所管換について」、ご説明いたします。市川市立国府台小学校第2校舎は、昭和46年度建設の鉄筋コンクリート造の3階建であり、その1階部分につきましては、平成9年1月に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認について」の通知に基づき、当時、文部大臣へ無償転用の報告を行っております。その後、平成10年6月から福祉部が教育財産を目的外使用により、指定管理者制度を利用し、老人福祉施設として供用されております。1階部分の使用形態につきまして、令和3年4月より、民間事業者による老人福祉施設とすることができるよう貸付を行うにあたり、教育財産を普通財産へ切り替え、その財産管理を行うため、市長部局に所管換をする必要があることより、提案するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。ページ中央に、国府台小学校がございまして、今回、所管換を予定している校舎は参考図上部に太枠で囲まれている3階建ての1階部分477.23㎡となります。建物すぐ下の写真は、現在の老人福祉施設利用者が使用している玄関部分、右下の写真は学校西門の道路から第2校舎を撮影した写真でございます。

今後のスケジュールにつきましては、12月議会にて、市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正が議決された後、福祉部が老人福祉施設を運営する民間事業者と貸付契約の締結を行う予定としております。その際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認について」の通知に基づき、無償貸与として、再度、文部科学大臣への報告を行う予定としております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第30号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案第31号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」、説明をさせていただきます。資料は、4ページから6ページまでご覧ください。提案理由でございますが、辞任願を提出した委員を解嘱するとともに、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通

学区審議会条例第4条第1項に基づき、新たな委員を委嘱する必要があり、別紙により提案させていただくものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「市川市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。議案第32号「市川市いじめ問題対策連絡協議会等の設置について」、ご説明いたします。議案の8ページをご覧ください。いじめは、人間として絶対に許されないと強い認識のもと、本市においては「市川市いじめ防止基本方針」や各学校において策定された「学校いじめ防止基本方針」に基づきその防止等に取り組んでおります。しかしながら、解消率が高いものの、その認知件数は年々増加の傾向にあります。大津市中2いじめ自殺事件をきっかけとして制定された、いじめ防止対策推進法は、いじめ防止等のための3つの組織を規定し、学校関係者のみならず、地域社会全体で取り組む体制の構築を、地方公共団体に対して要請しています。本市においてもいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処が適切かつ迅速に行われる体制を構築するために、推進法の要請する3つの組織を整備することから、本議案の審議をお願いするものです。

まず一つ目の組織は、推進法第14条第1項に規定されている「いじめ問題対策連絡協議会」です。これは、小中学校の代表や教育委員会事務局、児童相談所、法務局、警察その他、いじめの防止等に関わる関係機関・団体がいじめの現状報告や情報交換を行い、連携の推進に関し必要な事項を協議するための組織です。現在、市川市では学校と警察による連絡・情報共有を行う場として「学校警察連絡委員会」を設置しています。そこでは、教育委員会事務局と連携して、主として地域で起こる生徒指導上の諸問題についてその対応を協議しています。市川市では、この「学校警察連絡委員会」が「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を兼ねています。しかし、「学校警察連絡委員会」はいじめ問題を中心に協議する会ではなく、委員の構成も異なります。今後はこれとは別の、推進法が要請する委員で構成されたいじめの防止等に関し連携を図る組織として「いじめ問題対策連絡協議会」を設置するものです。年間2回程度の開催を想定しております。

二つ目は、推進法第14条第3項に規定されている教育委員会の附属機関としての「いじめ防止対策委員会」です。これは、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議

するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織です。いじめの重大事態とは、推進法第28条第1項で規定されていますが、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定めています。本市でも平成28年にいじめが原因で児童が不登校となった事案が、いじめ重大事態と認定され、いじめ発生時の学校及び教育委員会の対応は適切だったかを検証する会議が昨年度11回にわたり実施されました。そのときは事実関係を調査する第三者委員会が設置されておりましたので、学校諸問題対応対策員を招集し検証を行いました。検証に当たった委員や保護者からは、第三者による調査委員会の設置が強く求められました。「いじめ防止対策委員会」は法律、心理、福祉、教育等に専門的な知識・経験を有する者により5名程度の構成とします。年度初めに会議を1回開催し、その後はいじめの重大事態が発生した場合など、調査・報告等のために必要な回数、開催する予定です。

三つ目は、推進法第30条第2項に規定されている市長の附属機関としての「いじめ問題再調査委員会」です。いじめの重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者が事実関係の調査を行い、その調査結果は教育委員会から市長に報告することが推進法第30条第1項の規定により義務付けられています。この報告を受け、市長が必要と認めたときに、再調査委員会に調査を行わせる等の方法により、教育委員会の調査結果について再調査を行います。委員は学識経験者5名程度で構成します。この市長の附属機関である再調査委員会については、組織の枠組みを条例で規定し、必要が生じた場合速やかに委員の委嘱を可能とするものです。事務の所管部署は総務部総務課で調整を進めております。以上3つの組織を設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処が、適切かつ迅速に行える体制を整備したいと考えます。また、そのことが市全体でいじめ問題に対して取り組んでいく姿勢を、市民に示すことにもつながります。市川市いじめ問題対策連絡協議会等を設置する方針の決定についてご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第33号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」、説明いたします。議案の10ページから12ページをご覧ください。市

川市教育支援委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師、齋藤達矢委員より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、齋藤委員を解嘱し、市川市教育支援委員会条例第4条第1項の規定に基づき、耳鼻咽喉科医師、島本久美子委員を委嘱したいので委員会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

それでは、続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「『市川市学校環境基本計画』に対する答申について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。恐れ入りますが、議案の13ページをお願いいたします。その他(1)といたしまして、「『市川市学校環境基本計画』に対する答申について」、ご報告させていただきます。こちらは、市川市学校環境基本計画について、市川市教育振興審議会へ本年8月17日に諮問し、1回目の審議を行い、10月12日に2回目の審議、10月19日に3回目の審議をした後に、同審議会から、同日付で答申をいただいたものでございます。本答申の内容につきましては、学校環境調整課より、ご説明申し上げます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。答申書の内容について、ご説明いたします。答申書の構成は、「1. はじめに」「2. 計画策定のための基本的な考え方」「3. 市川市が目指す学校教育」「4. 市川市が目指す学校環境」「5. 学校施設の整備の進め方」「6. 市川市学校環境基本計画の推進にあたって」となっております。

それでは内容についてご説明いたします。まず、「はじめに」では、答申に至った背景と経緯、そして答申によって、学校環境の整備が一層推進されることを期待する旨が記載されてございます。14ページをお願いいたします。「2. 計画策定のための基本的な考え方」です。「(1) 計画の期間及び構成」では、新学習指導要領が重要な役割を担うとされる2030年ごろまでを見据えながら、その先も見通したものとすること、また、計画の構成は、新しい時代に求められる学校教育や学校環境の在り方を示した基本編と具体的な条件整備を示した実施編を定めることが示されてございます。「(2) 基本編の策定」では、基本編は、新しい時代に求められる学校教育の在り方の実現を図るための学校環境の在り方を示すこと、そして、その学校環境は、目指す学校教育を整理した上で審議したことが示されてございます。「3. 市川市が目指す学校教育」で、前段では、社会の変化や育成すべき子どもたちの資質・能力を踏まえ、「市川市が目指す学校教育」を3つの考え方に沿って整理したことが示されております。まず、「(1) 多様な人との関わりを大切にして、個人の自立を促し、社会の一員としての自覚を養う教育」の中の、

「①多様な学び手のニーズに応じた教育」では、学校教育において、多様な経歴を持ったすべての人たちが、個性や能力の伸長を図ることのできる機会の創出が求められていること、そして、本市の夜間学級の取組に触れ、今後も多様な学び手のニーズに応じた教育の推進が重要であることが示されております。15ページをお願いいたします。「②特別な教育ニーズに応じた教育」では、インクルーシブ教育システムの構築が求められていること、そして、須和田の丘支援学校の設置などの取組に触れ、今後はその取組を基盤として、すべての子どもたちが自分の生活する地域で共に学ぶことのできる、特別な教育ニーズに応じた教育の推進が重要であることが示されております。「(2) 一人一人が主体的に学び、個性を伸ばし、可能性を広げることを可能とする教育」の中の「①個に応じた学びの充実」では、個別最適化された学びが求められていること、そして、市川市の少人数指導の拡充などの取組に触れ、今後も、ICT環境や先端技術の効果的活用などによって、学び直し、また、先取り学習などの具現化に触れ、個に応じた学びの充実が重要であることが示されてございます。「②協働的な学びの充実」では、教職員や子ども同士、地域との協働的な学びが重要であること、そして、本市の地域の教育力を学習活動に活かす取組に触れ、今後は、現在の義務教育9年間の枠組みの中で、学習内容や個の修得状況に応じた協働的な学びの充実が重要であることが示されております。16ページをお願いいたします。「③調和のとれた学びの充実」では、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の調和のとれた学びが大切であること、そして、本市の読書教育やヘルシースクールなどの取組に触れ、今後も調和のとれた学びの充実が重要であることが示されております。「(3) 学びや育ちの連続性と社会との連携を強化し、豊かな人間性を育む教育」の中の「①学びと育ちの連続性を大切にした教育」では、学びと育ちの連続性が強く求められていること、そして、塩浜学園などの取組に触れ、今後も学びと育ちの連続性を大切にした教育の推進が重要であることが示されております。「②社会との連携を大切にした教育」では、地域とともにある学校づくりを進め、地域全体で子どもを守り育てる体制を整える必要があることや、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められていること、そして、本市のコミュニティ・スクールの取組に触れ、今後も、社会との連携を大切にした教育の推進が重要であることが示されております。17ページをお願いいたします。「4. 市川市が目指す学校環境」についてです。前段では、学校環境について、学校施設の機能や役割といった、より具体的な側面から審議されたことが示されております。そして、「(1) 高機能かつ多機能で変化に対応した施設」では、効果的な学習形態を実施できる環境やICTを基盤として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境、子どもの発達段階や活動内容に合わせて、レイアウトを調整できる環境などを整えられたいといった旨が示されております。「(2) 多様な学びを促す施設」では、多様な学習形態による活動を可能とする環境や教科等を超えた学習課題に応じて主体的に学ぶことのできる環境、学級や学年を超えたテーマごとの学びを実施できる環境などを整えられたいといった旨が示されております。「(3) 安全・安心でゆとりと潤いのある施設」では、ユニバーサルデザインを取り入れた良好で快適な環境や十分な防災性、防犯性を備え、安心して学ぶ環境などを整えられたいといった旨が示されております。18

ページをお願いいたします。「(4) 地域の核となる施設」では、学校の公共施設や避難所としての役割を踏まえ、多様な地域住民が利用することを踏まえた環境などを整えること、そして、複合化などについて、触れられております。「(5) 教職員の執務環境としてふさわしい施設」では、教職員がより効果的かつ効率的に授業の準備や研修、校務等を行うことができる環境、情報交換やリフレッシュ等のできる環境を整えられたいといった旨が示されております。次に「5. 学校施設整備の進め方」についてです。前段では、学校施設の整備にあたっては、学校に通う子どもたちや保護者、地域住民、教職員など、様々な立場の方から意見を聴き、十分な理解と協力のもとで進めること、また、本市の教育施策に留意し、施設整備を進めることが示されております。まず、「(1) 小中一貫教育を推進する施設」では、中学校ブロック単位における指導の一貫性を確保する取組を進めるなど、小・中学校の連続性を確保した上で、施設整備を進められたいといった旨が示されております。「(2) 規模が適正化された施設」では、通学区域をはじめとした就学校指定に係る制度を整理し、学校規模を明確にした上で、その適正化を図りながら、施設整備を進められたいといった旨が示されております。19ページをお願いいたします。「(3) コミュニティ・スクールを推進する施設」では、各学校の学校運営協議会を基盤とした協働体制を、中学校ブロックを中心として整備するための施設整備を進められたいといった旨が記載されております。「(4) 教育資源の複合化や共同化に資する施設」では、「公共施設等総合管理計画」や「学校施設有効活用基本方針」に触れるとともに、施設の活用や共同化を図る多元型施設モデルへの転換の必要性や、学校教育を進める上で必要な教室や施設等に関する考え方を明確にして、施設整備を進められたいといった旨が記載されております。最後に「6. 『市川市学校環境基本計画』の推進にあたって」では、今後の計画見直しの考え方が示されております。なお、この市川市学校環境基本計画につきましては、この答申の内容を踏まえて、基本編を整理し、さらに、具体的な条件整備を定めた実施編を加えて計画案を策定し、今後、教育委員会会議にお諮りをしたいと考えております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。

続いて、その他(2)「令和2年度『新成人の集い』について」を説明してください。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案21ページをご覧ください。「令和2年度『新成人の集い』(成人式)について」、ご説明をいたします。令和2年度の「新成人の集い」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典会場を設けずオンラインでの配信を中心とした内容に変更するとともに、新成人やご家族の成人式への想いに配慮し、振袖などの晴れ着やスーツなどを着てご家族やご友人と一緒に記念写真の撮影ができるフォトスポットを市内14か所に設置をいたします。開催日は、成人の前日の令和3年1月10日、日曜日となります。対象者は、9月3日現在で、4,642名です。式典につきましては、オンラインでの配信となります。市長の祝辞、新成

人代表挨拶、ゲストからのお祝いメッセージなどを事前収録した式典動画を、成人式当日の午前11時より成人式専用ウェブサイトで配信をし、ご自身のスマートフォンなどで視聴していただく形となります。配信期間は、式典当日から1月31日までを予定しております。フォトスポットにつきましては、公立小・中学校14校の体育館内に、背景や装飾など記念写真の撮影ができる場所を設置いたします。開設時間は、式典当日の午前9時から午後1時までを予定しております。また、例年実施しております、小・中学校卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましては、式典映像と同様、成人式専用ウェブサイトより配信いたします。配信期間は、式典当日の午前9時から1月31日までを予定しております。なお、スマートフォンなどをお持ちでないなど、当日映像を視聴できる環境が無い方への対応といたしまして、新第1庁舎1階執務室前の大型モニターで、成人式当日の午前11時より式典映像を上映いたします。新成人への案内状につきましては、11月現在で市川市に住民登録されている方を対象に、11月末の発送を予定しております。成人式についての説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。寂しいですが仕方ないですね。特に質疑がないようですので、その他(2)を終了いたします。

次に、その他(3)「令和3年度に開設する特別支援学級等について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。「令和3年度に開設する特別支援学級等について」、ご報告させていただきます。22ページをご覧ください。本市では、特別支援教育の充実のため、計画的に特別支援学級、通級指導教室等の増設・充実に努めております。来年度は、国府台小学校へ知的特別支援学級を、塩浜学園前期課程と後期課程へ自閉症情緒等の通級指導教室の設置を予定しております。国府台小学校に知的特別支援学級を設置する理由といたしましては、国分小学校の特別支援学級における入級児童の過密化解消のためと、通学する児童の通学距離の負担軽減に対応できることとなります。また、塩浜学園へ自閉症情緒等の通級指導教室を設置する理由といたしましては、市内南部地区に自閉症情緒の通級指導教室がなく、南部地区にある新浜小学校、及び妙典小学校の通級指導教室2校の過密化が課題となっているため、その解消を図ることができるからでございます。現在、入学予定者を把握するために、近隣の特別支援学級や通級指導教室へのアンケートを実施したり、教育センターなどでの相談の際に案内をしたりし、周知を図っている段階でございます。現段階では、あくまでも予定としての情報をオープンにしておりますが、2月中に正式な決定を予定しております。県教育委員会より連絡があり次第、該当校へお知らせするとともに、3月の教育いちかわで正式な情報を掲載する予定でございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質問等はございます

か。特に質疑がないようですので、その他（3）を終了いたします。

最後に、その他（4）「市川市立宮田小学校の通学区域について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長です。「市川市立宮田小学校の通学区域について」、ご報告をさせていただきます。23ページをご覧ください。7月の定例教育委員会で議決をいただき通学区域審議会に諮問した、「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について」、現在、審議が進められております。第1回の審議会では、通学区域の見直しの基準となる視点と流れについて、ご審議をいただきました。見直しをする上で、小中学校の連続性、通学路の安全性、地域のつながり、学校規模の是正の4つの視点とし、見直しの流れとしましては、小中学校の連続性の点から、中学校ブロック単位を基本とし、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせることで、通学路の安全性の点から、幹線道路などが通学路を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、可能な限り幹線道路を通学区域の境界とすること、地域のつながりと学校規模の是正の点から、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成することの3点とし、ご審議をいただいたところ、見直しの視点4点と流れ3点を基に通学区域を編成する方向でよいという意見がまとまりました。そこで、第2回の審議会において、現在建替え計画づくりが進められている市川市立宮田小学校の通学区域について、意見をいただきました。自治会を分断している実態がありますが、現在の通学区域に変更は必要がないものと意見がまとまり、この意見を宮田小学校新校舎推進会議で報告をしました。そのところ、地域からも見直しを求める意見はございませんでしたことをご報告させていただきます。今後の流れといたしましては、2月に開催予定の審議会において、宮田小学校の通学区域の設定について諮問をし、答申をいただいたものを、3月の定例教育委員会にてご審議をいただく予定でおります。また、通学区域の見直し方針の策定につきましては、令和3年度第1回の通学区域審議会での答申をいただき、その後定例教育委員会でご審議していただく予定です。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他（4）を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長にお返しをいたします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和2年11月定例教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午後3時45分閉会)